

令和3年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年2月22日（火） 午前9時から午前10時20分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

－	有馬 研一	－	西元 貞幸	－	中牧 龍次	－	鶴田 勉
－	永山 智哉	－	谷口 芳久	－	細川 健一	－	入佐 哲朗
－	持増 正	－	中尾 明德	－	矢野 嘉彦	－	川崎 守
－	垣内 直人	－	上穂木 紀順	－	松元 渡		
－	徳田 潤一	－	立元 和揮	－	本村 ヤス子		
－	高田 裕幸	－	森園 浩美	－	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 下原 隆二
振興係長 井手口 剛
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主任主事 兒高 翔
主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主任主事 柳井谷 晃志（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和3年度農地利用状況調査について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 村山 みつ子 委員 ・ 本田 淳子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年2月22日(火) 開会 午前9時 閉会 午前10時20分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席はありません。

出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。
有村委員が途中退席されます。

なお、推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号17番の村山委員と、18番の本田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

推進委員の総会への出席を求めていませんので、推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第86号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第86号、1頁から102頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和4年2月24日です。合計面積は、50万3千91㎡、うち更新分13万8千931㎡、内訳、田6万2千344㎡、畑44万747㎡です。利用権を設定する者168人、設定を受ける者70人です。始期は、いずれも令和4年3月1日です。期間は、1年、3年、4年、5年、6年、10年、20年、25年です。

次の3頁から89頁は、設定期間、設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、賃借権で新規設定。

次の2番から20頁34番までは、設定期間が3年です。3頁2番から9頁13番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、9頁、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11 頁、17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に、12 頁、19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、次の 21 番から 16 頁 27 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、16 頁、28 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、次の 31 番から 19 頁 33 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、19 頁、34 番は、賃借権で再設定。

次に、20 頁、35 番は、設定期間が 4 年で、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、次の 36 番から 47 頁 87 番までは、設定期間が 5 年です。21 頁 36 番は、賃借権で新規設定。37 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、22 頁、38 番、39 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、40 番、41 番は、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、42 番は、賃借権で新規設定。43 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、25 頁、44 番、45 番は、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、46 番、47 番は、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、48 番、49 番は、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、50 番、51 番は、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、52 番、53 番は、賃借権で新規設定。

次に、30 頁、54 番、55 番は、賃借権で新規設定。

次に、31 頁、56 番は、使用賃借権で新規設定。57 番は、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、58 番、59 番は、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、60 番、61 番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、62 番、63 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、35 頁、64 番は、使用賃借権で新規設定。65 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、36 頁、66 番、67 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、68 番は、賃借権で新規設定。69 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、70 番は、使用賃借権で再設定。71 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、72 番は、使用貸借権で再設定。73 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、74 番、75 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、76 番は、使用貸借権で再設定。77 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、81 番、82 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、83 番、84 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、85 番、86 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、87 番は、賃借権で再設定。

次の 88 番から 55 頁 104 番までは、設定期間が 6 年です。47 頁 88 番は、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、89 番、90 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、91 番、92 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、95 番、96 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、97 番は、賃借権で再設定。

次の 98 番から 54 頁 101 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、54 頁、102 番は、賃借権で再設定。

次に、55 頁、103 番、104 番は、賃借権で再設定。

次に、56 頁、次の 105 番から 87 頁 166 番までは、設定期間が 10 年です。56 頁 105 番は賃借権で新規設定。106 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、57 頁、次の 107 番から 58 頁 110 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、59 頁、111 番、112 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、60 頁、113 番は、使用貸借権で新規設定

次に、61 頁、114 番は、使用貸借権で新規設定。115 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、116 番、117 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、63 頁、118 番は、使用貸借権で新規設定。119 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、120 番は、使用貸借権で新規設定。121 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、122 番、123 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、66 頁、124 番、125 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、126 番、127 番は、賃借権で新規設定。

次に、68 頁、128 番、129 番は、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、130 番、131 番は、賃借権で新規設定。

次に、70 頁、132 番、133 番は、賃借権で新規設定。

次に、71 頁、134 番、135 番は、賃借権で新規設定。

次に、72 頁、136 番、137 番は、賃借権で新規設定。

次に、73 頁、138 番、139 番は、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、次の 140 番から 78 頁 147 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、78 頁、148 番は、賃借権で新規設定。

次に、79 頁、149 番は、賃借権で新規設定。150 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、80 頁、151 番は、使用貸借権で新規設定。152 番は、使用貸借権で再設定。

次に、81 頁、153 番は、賃借権で再設定。154 番は、使用貸借権で再設定。

次に、82 頁、155 番は、使用貸借権で再設定。156 番は、賃借権で再設定。

次に、83 頁、157 番、158 番は賃借権で再設定。

次に、84 頁、159 番、160 番は、賃借権で再設定。

次に、85 頁、161 番、162 番は、賃借権で再設定。

次に、86 頁、163 番、164 番は、賃借権で再設定。

次に、87 頁、165 番、166 番は、賃借権で再設定。

次に、88 頁、次の 167 番と 168 番は、設定期間が 20 年です。167 番は、賃借権で新規設定。168 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、89 頁、169 番は、設定期間が 25 年で、賃借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 89 頁までの 169 件の利用権設定ですが、3 頁の 3 年もの 2 番から 9 頁の 13 番、13 頁の 21 番から 16 頁の 27 番、18 頁の 31 番から 19 頁の 33 番、24 頁の 5 年もの 43 番、35 頁の 65 番、56 頁の 10 年もの 106 番、74 頁の 140 番から 78 頁の 147 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に係る案件を審議します。事務局の説明をお願いします。

井手口 　3 頁 2 番から 9 頁 13 番まで、賃借権及び使用貸借権の新規設定を、
13 頁 21 番から 16 頁 27 番まで、賃借権の新規設定を、
18 頁 31 番から 19 頁 33 番まで、賃借権の新規設定を、

24 頁 43 番は、賃借権の新規設定を、
35 頁 65 番は、賃借権の新規設定を、
56 頁 106 番は、賃借権の新規設定を、
74 頁 140 番から 78 頁 147 番まで、賃借権及び使用貸借権の新規設定を、借人の永山委員が行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 永山委員に係る 33 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、52 頁の 6 年もの 98 番から、54 頁の 101 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 52 頁の 98 番から 54 頁 101 番までは、借人倉田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 52 頁、98 番から、54 頁、101 番の 6 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、57 頁の 10 年もの 107 番から、58 頁の 110 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に係る案件を審議します。事務局の説明をお願いします。

井手口 57 頁の 107 番から 58 頁 110 番までは、借人中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 57 頁、107 番から、58 頁、110 番の 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、88 頁の 20 年もの 168 番が議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をい

ただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 88 頁の 168 番は、貸し人村山委員と借人村山委員の子供さんが使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 村山委員に係る 88 頁、168 番の 20 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、残りの 127 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、90 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、90 頁から 94 頁です。90 頁で説明します。

公告年月日は令和 4 年 2 月 24 日、合計面積は、1 万 783 m²です。うち、田 3 千 32 m²、畑 7 千 751 m²です。所有権を移転する者 8 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

91 頁 1 番から 94 頁の 8 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、95 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、95 頁から 102 頁です。95 頁で説明します。

公告年月日は、令和 4 年 2 月 24 日です。合計面積は、3 万 4 千 634 m²で、すべて畑です。利用権を設定する者 14 人、利用権の設定を受ける者 7 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 4 年 2 月 28 日で、設定期間は 5 年、9 年 2 ヶ月、10 年です。

96 頁をご覧ください。1 番、2 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。

次に、97 頁、3 番は、設定期間が 9 年 2 ヶ月で、賃借権。

次の4番から102頁14番までは、設定期間が10年です。97頁4番は、賃借権。

次に、98頁、5番、6番は、賃借権。

次に、99頁、7番、8番は、賃借権。

次に、100頁、9番、10番は、使用貸借権。

次に、101頁、11番、12番は、使用貸借権。

次に、102頁、13番、14番は、賃借権。以上です。

議長 　ただいま説明がありました、96頁から102頁までの14件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、103頁、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第87号、103頁から109頁です。今回は、所有権移転26件、使用貸借権設定2件、地上権設定1件の計29件です。

初めに、103頁です。1番は、畑3千869㎡の売買です。2番は、田5千31㎡の売買です。3番は、畑2千589㎡の売買です。

次に、104頁、4番は、田1千406㎡の売買です。5番は田1千94㎡の売買です。6番は、畑1千140㎡の売買です。7番は、畑2千567㎡の売買です。8番は、畑1千978㎡の売買です。

次に、105頁、9番は、畑495㎡の贈与です。10番は、畑1千808㎡の売買です。11番は、田823㎡、畑2千227㎡の売買です。12番は、田2千615㎡の売買です。

次に、106頁、13番は、田656㎡の売買です。14番は、田1千363㎡の売買です。15番は、畑1千779㎡の売買です。16番は、畑2千38㎡の売買です。17番は、畑256㎡の売買です。

次に、107頁、18番は、畑6千50㎡の売買です。19番は、畑3千557㎡の売買です。20番は、畑1千869㎡の売買です。21番は、畑1千816㎡の設定期間3年間の地上権設定です。5条申請と関連です。

次の22番から109頁の29番までは、全て記載のとおりです。以上です。

次長 　ただいま説明しましたが、108頁の26番が先ほど利用権設定で審議していただきました63頁、119番と重複していますので、3条申請の108頁、26番は取下げとします。

議長 　ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、107頁、22番

から 109 頁、29 番までを田中委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号 9 番の田中です。去る 2 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、107 頁の 22 番ですが、108 頁の 23 番も関連がありますので併せて報告します。農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は弟から借り受ける計画でした。今回、使用貸借設定及び取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、24 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は購入を予定しているとのことでした。今回、取得する農地は空き家バンクに登録した農地であることから下限面積は 1 m²です。今後は、取得する農地に露地野菜を作付けするとのことでした。

次に、25 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には露地野菜を作付けするとのことでした。

次に、109 頁の 27 番ですが 28 番も関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、使用貸借設定及び取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、29 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 28 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、110 頁、議案第 88 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。

井手口 議案第 88 号、110 頁です。今回は、2 件で、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、110 頁、1 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、川崎委員に係る案件を審議します。110 頁、1 番について、倉田委員に調査報告をお願いします。

倉 田 議席番号 6 番の倉田です。去る 2 月 10 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

110 頁の 1 番ですが、申請地は国道 504 号線・吉留橋の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、隣接する森林の伐採によって切り出される杉丸太を一時的に集積するため、申請地に丸太材集積置場を整備する計画です。転用する期間が 1 年間の一時的な利用であり、その利用目的達成のため必要であると認められることから、第 1 種農地の許可要件である「一時転用」に該当すると判断しました。なお、期間満了後は速やかに農地へ復元する旨の農地復元誓約書を添付して申請を行うものです。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま報告がありました 110 頁、1 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、引き続き、調査がなされていますので、2 番について、西ノ原委員に報告をお願いします。

西ノ原 　　議席番号 8 番の西ノ原です。去る 2 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

110 頁の 2 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に隣接するアパートのための駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40% を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。なお、既にシラスを入れて、一部整地が完了していたことから、始末書を添付するように指導を行ったところです。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、111 頁、議案第 89 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 89 号、111 頁から 115 頁です。今回は、14 件です。

111 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2 番は、工業用地を整備するもので、農地区分は2の2です。

次に、112 頁、3 番は、木材置場を整備するもので、農地区分は1の5です。

4 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

5 番は、賃貸住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、113 頁、6 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

次の7番から115頁の14番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、113 頁、7 番、8 番を倉田委員に、9 番から115 頁、13 番までを西ノ原委員に、14 番を榎原委員に、報告をお願いします

倉田 　議席番号6番の倉田です。去る2月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

113 頁の7番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は輝北総合支所からおおむね300m以内の区域に位置していることから、第3種農地の許可要件である「300m以内農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は浜田海水浴場の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で農業を営む方で、申請地に農機具、作業車やトラクターを置くための車庫及び駐車場を整備する計画です。利用目的から農業用施設であると判断されるため、第1種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。なお、10年ほど前から既に車庫及び駐車場として利用していることから、始末書を添付しての申請です。

以上、7番から8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西ノ原 　議席番号8番の西ノ原です。去る2月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、113 頁の9番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第3種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（3棟）を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を

超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。なお、譲渡人が既にシラスを入れて、一部整地が完了していたことから、始末書を添付するように指導を行ったところです。

次に114頁の10番ですが、申請地は田崎地区学習センターの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第3種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む法人で、申請地に土木建築用の資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。なお、令和2年10月頃から既に資材置場として利用していることから、始末書を添付しての申請です。

次に11番ですが、申請地は田崎地区学習センターの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、敷地への進入路部分(98.8㎡)が含まれていることから理由書を添付しての申請です。

次に、115頁の12番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は吾平中学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫・物置を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、9番から13番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

榎原 議席番号12番の榎原です。去る令和3年12月15日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

115頁の14番ですが、申請地は、星塚敬愛園の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、

農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、所有者がサカキを栽培する計画です。転用の期間は3年間となります。今回は、すでに転用許可を受けて施設が完成しているほ場を確認した後、現地の調査を行いました。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量の見込みが地域の平均単収に比べて2割以上減少しないこととなっておりますが、サカキは、日陰でも生育する植物であり、志布志市の生産者から営農指導を受けながら、取り組んで行く計画であることから、平均単収を確保する見込みがあると判断しました。支柱は高さが2.2m、幅が3.6mあり、農作業に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、近隣の農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。なお、雨水排水の処理については、西側に雨水対策浸透溝を設ける計画であり、流出のおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用について、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、許可申請14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、116頁、議案第90号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第90号、116頁から118頁です。116頁で説明します。右下の表をご覧ください。

今回は2件で、畑6千217㎡となっております。次の117頁から118頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、116頁、1番、2番を本田委員に、報告をお願いします。

本田 議席番号18番の本田です。

去る2月10日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

116頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は117頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地の一部を畜舎敷地として使用しているため、これを是正するとともに、管理舎・倉庫・ロール置場を整備する計画です。申請地は鹿屋養護学校の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転

用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は118頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地にサイレージ置場を整備する計画です。申請地は下祓川簡易郵便局の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及は支障がないと判断しました。

議長 　　ただいま説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、119頁、議案第91号「鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第91号119頁から120頁です。鹿屋市が平成28年6月及び平成29年11月に策定した地域の農業振興に関する計画、いわゆる27号計画については、本計画が定められた年の翌年度以降、5年を経過するまでの間、毎年、検証を行い、農業委員会からの意見を聴くことになっています。施設整備に関する情報は、120頁に記載しておりますので、お目通しください。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、119頁の2件を本田委員に報告をお願いします。

本田 　　議席番号18番の本田です。「鹿屋地域の農業振興に関する計画に係る定期的な検証」について意見が求められたので、記載の委員と事務局2名と農林水産課担当職員で、現地の調査を行いましたので報告いたします。

119頁をご覧ください。1の施設整備に係る定期的な検証結果についての、1番ですが、平成29年5月に鹿屋市が造成後、鹿児島県経済農業協同組合連合会へ所有権移転した田崎町の案件です。施設は鹿児島くみあい食品株式会社の鹿屋工場として、工事が完了し、令和元年6月3日から操業しておりました。

次の2番ですが、鹿児島きもつき農協が事業主体である、笠之原町の農免道路沿いの案件です。令和元年4月に造成工事が完了後、令和2年3月に建物工事が完了し、農畜産物販売所として令和2年4月から開業しておりました。

以上、1番、2番については、本計画に従い設置された施設の効用を発揮し、地域の農業の発展と活性化に向け取り組んでおり、施設の整備状況や稼働状況も確認できることから、記載の検証の結果のとおりであると判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、検証の結果のとおりであることを市長部局へ回答します。

次に、121頁、議案第92号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第92号、121頁です。今回は4件です。

1番から4番まで全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、121頁、1番から4番までを田中委員に、報告をお願いします。

田中 　　議席番号9番の田中です。去る2月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、121頁の1番ですが、申請地は、大始良中学校の南東に位置し、シラスの採取をした跡地で平成10年頃から山林原野化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は老人保健施設おさしおの南西に位置し、平成4年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は吾平山上陵の南西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は上小原認定こども園の北に位置し、平成13年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、122 頁、議案第 93 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 93 号、122 頁から 125 頁です。今回新たに、譲渡希望が 122 頁 1 番から 123 頁 15 番。

次に、賃貸借希望が 124 頁 1 番から 125 頁 12 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

122 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、2 番を畠井委員と西元委員に、3 番を村山委員と本村委員に、4 番を私、木場と川崎委員に、5 番から 7 番までを畠井委員と西元委員に、8 番を榎原委員と森園委員に、9 番を私、木場と川崎委員に、10 番、田中委員と中尾委員に、11 番を有村委員と有馬委員に、12 番を本田委員と楠園委員をお願いします。

次に、123 頁、13 番から 15 番までを榎原委員と森園委員をお願いします。

次に、124 頁、賃貸借希望の 1 番を畠井委員と西元委員に、2 番を私、木場と川崎委員に、3 番を榎原委員と森園委員に、4 番を畠井委員と西元委員に、5 番を中塩屋委員と垣内委員に、6 番を榎原委員と森園委員に、7 番を大園委員と永山委員に、8 番を福元副会長と入佐委員に、9 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、10 番を西ノ原委員と谷口委員に、

次に、125 頁、11 番を郷原委員と細川委員に、12 番を上野委員と立元委員をお願いします。

次に、126 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、126 頁から 155 頁です。今回は 59 件で、これらは全て記載のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、126 頁から、155 頁までの 59 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、令和 3 年度農地利用状況調査結果について、事務局の説明をお願いします。

児高 令和 3 年度の農地利用状況調査結果について説明させていただきます。

お手元の令和3年度農地利用状況調査の結果報告という資料をご覧ください。

資料の1頁目で説明させていただきます。詳細については2頁3頁に記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは令和3年度の調査結果につきまして、表の上に記載してあります。荒廃農地面積の合計は602.1haで6,207筆となっております。A分類（再生可能な荒廃農地）は左上に記載の398.1haで4,261筆、そのうち新規発生が74.8haで764筆、引き続き解消されていない農地が323.3haで3,497筆となっております。A分類が解消された農地が、51haで462筆となりました。新規発生のA分類の農地については、左中ほどに記載のとおり所有者等へのその農地の今後の利用意向について調査を実施しました。回答期間は令和3年11月30日から令和3年12月28日としまして、その調査結果については、3頁に記載していますので、後でご確認ください。利用意向調査実施後の流れは、表中心に記載の2番または3番のとおり、中間管理機構への情報提供や通知を行うこととなっております。今年度の利用意向調査の結果については、3月中に機構へ情報提供、及び通知をおこなう予定です。利用意向調査で「中間管理事業を利用する」以外を回答したものや、回答が無かったものについては、回答期限後から6カ月経過後も荒廃状態が解消されない農地であって、機構より借受適地と判定された農地は固定資産課税強化の対象となる農地となります。

次に右上のB分類（再生利用が困難な荒廃農地）は204haで1,946筆、うち農用地区域内が176haで1,690筆、農用地区域外が28haで256筆となりました。その下B分類で農用地区域外の農地については、確認期間を設け、3月の総会で非農地の判断を行うこととなります。別冊の「令和3年度 利用状況調査おける非農地と思われる農地一覧」に記載の208筆、22.5haについて、3月23日の農業委員会総会で非農地判断の議決を諮る予定です。また、本日から3月9日までを、この農地の確認期間としたいと思いますので、ご確認をお願いします。また、一覧リストから削除等が必要な場合は、農業委員会事務局まで、連絡をお願いいたします。3月総会に諮り、非農地として議決されたものについては、来年度以降の利用状況調査の対象外となり、農地台帳システムへの入力、非農地リストでの管理、関係機関への通知や所有者等へ非農地通知を送付し、法務局で登記地目変更する予定です。以上で報告を終わります。

議長 以上で、第11回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

職員の人事異動について、まだ、内示ありませんが、あった場合は、会長専決としてよいか、委員の皆様にお諮りいたします。

「異議なし」

「異議なし」ですので、職員の人事異動について、あった場合は、会長専決とします。
なければ、事務局から何かありませんか。

次 長 運営委員の皆様は、この後、この会場で運営委員会を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

局 長 それでは、3月の調査委員を申し上げます。

3月11日、金曜日、4条・5条の調査が、田村委員、中尾委員でございます。

3月11日、金曜日、農振調査が、有村委員、上穂木委員でございます。

3月14日、月曜日、4条・5条の調査が、榎原委員、有馬委員でございます。

3月14日、月曜日、3条調査が、藏ヶ崎委員、森園委員でございます。

3月の総会は、3月23日、水曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)